

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	個人住民税の賦課に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士宮市は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富士宮市長

公表日

令和7年3月3日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務
②事務の内容	個人住民税事務とは地方税法等の法律に従い、賦課期日である1月1日現在の住所で課税され、住民が納める都道府県民税と市町村民税の課税事務(以下を参照)のことを指す。 【課税準備事務】 当初賦課処理に向けた準備作業(基本簿の作成、申告書の送付)を実施する。 ①住民基本台帳に記載されている内容から賦課期日時点の現況の反映を行い、個人世帯状況の整理を実施する。 ②住民税申告書の発送対象者に、住民税申告書様式を発送する。 【課税資料受付事務】 当初賦課処理で必要となる課税資料の取り纏めを実施する。 ①給与支払報告書の受付(紙、電子媒体、eLTAX) 事業所から提出された給与支払報告書を受け付ける。 ②住民税申告書の受付及び確定申告書の受領(国税連携)(紙、国税連携電子データ) 個人から提出された確定申告書、住民税申告書、各種控除申請書等を受け付ける。 ③公的年金支払報告書の受付(紙、eLTAX) 年金保険者が提出した公的年金支払報告書を受け付ける。 ④他市町村への資料回送 本来申告されるべき市町村へ該当資料をまとめて送付する。 【当初賦課決定事務】 課税資料として受付けた個人毎の複数の課税資料の中から賦課内容を決定し、税額の計算、徴収区分等の決定を行い、本人へ通知する。 ①課税資料の併合(重複資料のチェック) 提出された課税資料について個人単位にとりまとめて複数資料間の所得・控除等の申告内容のチェックを行い、賦課通知内容として取りまとめる事務を行う。 ②当初賦課税額決定 ③納税通知書の作成 賦課内容から徴収区分に合わせて賦課通知用の書類を作成する。 ④住登外課税者について、住所地市町村に地方税法第294条第3項通知を行う。 【賦課更正事務】 賦課決定通知後に市町村による調査事項や、税務署からの修正申告書、更正決議書等により賦課決定通知内容に変更があった場合に賦課決定内容を変更して通知する。 ①更正決定通知 更正を行った後に特別徴収事業所や本人宛に更正決定した賦課内容の通知を行う。 ②住民の申請に基づき、決定された賦課に対して課税減免を行う。 【調査事務】 ①扶養調査 扶養申告内容について申告内容に誤りがないか調査する。市町村で把握している状況と異なる場合は、本人への問い合わせ等の現況調査を行い、申告誤りがある場合には修正申告を提出してもらうことにより賦課内容の更正を行う。 ②税務署通知 市町村が行った調査内容について賦課決定内容に更正が発生する場合、税務署側でも所得税の修正を行う必要があるため、市町村が把握した更正内容を所轄の税務署へ通知する。 【窓口事務】 住民の各種申請に基づき、異動処理を実施する。 <特定個人情報の利用について> 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に従い、個人住民税業務では特定個人情報を以下のように取り扱う。

	I. 個人番号の取得 ①番号連携サーバから住民の個人番号を取得する。 ②宛名システムのオンラインより、住登外者の個人番号を入力する。 ③課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、個人住民税の申告書等)に記載された個人番号より、未登録の個人番号を取得する。 II. 個人番号の利用 ①本人確認(真正性確認) 対面方式で受理する申告書にあつては、番号カード、若しくは、通知カードと運転免許証、など確認書類等の提示による本人確認のほか、事業所等から提出の給与支払報告書や年金支払報告書、国税庁から送信される確定申告書データ等にあつては、本人確認(内容確認など)の際、システムに登録されている個人番号から本人を特定する手段として個人番号を利用する。 ②個人番号による個人の特定(個人番号による宛名付設) 【課税資料受付事務】において、課税資料(給与支払報告書など)に記載された個人番号を個人特定の条件として利用する。 ③帳票への印字 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の規定される情報提供事務にて使用する各種帳票(回答書など)に個人番号を出力する。 III. 特定個人情報の提供・照会 ①事務で必要となる個人番号を含む宛名情報を情報提供ネットワークシステムを通じ情報照会者に提供する。 ②賦課決定事務および賦課更正事務で作成した個人番号を含む情報(所得情報など)を中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに提供する。 ③情報提供ネットワークシステムを介して業務に必要な情報(生活保護情報、他市所得情報など)を照会し、取得する。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	地方税法、その他地方税に関する法令及び富士宮市税条例等に基づき個人住民税の賦課決定を行うためのものであり、下記の機能を有する。 ①納税義務者把握機能：課税対象となる納税義務者(給報提出事業所含む)を把握する機能 ②申告書登録機能：課税対象者から申請される申告書等(課税資料)をシステムに登録する機能 ③当初賦課機能：登録されている資料情報から対象年度の賦課を決定する機能 ④賦課更正機能：課税対象者の異動に伴い、賦課情報を更正する機能 ⑤課税整理・調査機能：扶養関係情報が未特定の対象者を調査する機能 ⑥庁外向け資料作成機能：294通知など庁外向けの資料を作成する機能 ⑦証明書発行機能：各種証明書を窓口業務向けに発行する機能 ⑧統計管理機能：個人住民税業務における調定表等の統計資料を作成する機能 ⑨他システム連携機能：収納・滞納システムやイメージ管理システム等と連携する機能
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (税務LAN(申告支援システム))
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
	・国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。

②システムの機能	・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが地方税ポータルセンタ(eLTAX)に受付され、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、国税連携システム(eLTAX)に送付される。 ・国税連携システム(eLTAX)には、 国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。 また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養是正情報等データを国税庁に送付する。 ・令和元年9月からは、ふるさと納税ワンストップ特例通知書の電子化にも対応。 等の機能がある。	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [☐] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))	
システム3		
①システムの名称	審査システム(eLTAX)	
②システムの機能	・地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。 ・このシステムでは、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。 ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付した電子データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、審査システム(eLTAX)で受領する。 ・審査システム(eLTAX)は、税務事務の効率化を図るため、税務システムと連携している。 ①審査システム(eLTAX)から税務システムへの連携: 申告データ、利用届出データ、申請・届出データ等 ②税務システムから審査システム(eLTAX)への連携: 特別徴収税額通知データ ・審査システム(eLTAX)には、 ①個人住民税: 給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。 ②地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。 等の機能がある。	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [☐] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))	
システム4		
①システムの名称	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)	
②システムの機能	①宛名管理機能: 既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBに反映を行う。 ②統合宛名番号の付番機能: 個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 ③符号要求機能: 個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 ④情報提供機能: 各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。 ⑤情報照会機能: 中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 (中間サーバ)	

システム5	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	①符号管理機能:情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。 ②情報照会機能:情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 ③情報提供機能:情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 ④既存システム接続機能:中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑤情報提供等記録管理機能:特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ⑥情報提供データベース管理機能:特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 ⑦データ送受信機能:中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑧セキュリティ管理機能:セキュリティを管理するための機能。 ⑨職員認証・権限管理機能:中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 ⑩システム管理機能:バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (番号連携サーバ(団体内統合宛名システム))
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	税務LAN(申告支援システム)
②システムの機能	①申告準備 : 宛名、賦課資料、事業所、給報、公的年金、農業などの各データセットアップ機能 ②申告受付 : 所得入力、控除入力、計算、帳票印刷等の申告書受付機能 ③未申告者管理 : 未申告者の抽出・更新・印刷機能 ④国税連携 : 国税連携データの取込、宛名関連付け、データ補記、印刷等の機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)個人住民税特定個人情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・第9条（利用範囲） 第1項：番号法別表第1に規定された事務 ＜番号法別表＞ 24の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの ※番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年5月31日法律第28号）により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法令上の根拠より、税務事務である個人住民税業務において個人番号を利用する。
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第3欄に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄に「地方税関係情報」が含まれる以下の項 1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政部 市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(2) 個人住民税特定個人情報ファイル		
2. 基本情報		
① ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
② 対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③ 対象となる本人の範囲 ※	富士宮市において、個人住民税の課税対象者(非課税含む)とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者	
	その必要性	・個人住民税業務における本人確認のため ・納税通知書等への個人番号出力のため ・所得・控除情報、扶養情報を情報提供ネットワークシステムで提供するため
④ 記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
	その妥当性	宛名特定個人情報ファイルとその他識別番号(内部番号)を通じて紐付けされているファイルであり、実際の事務処理(課税処理や帳票への番号出力など)を実施する上で、本ファイルより個人番号の取得が実施されるため管理が必要である。 ・個人番号 : 課税資料(申告書等)に記載されてきた個人番号を管理するために必要 ・その他識別情報 : 宛名特定個人情報ファイルより個人番号を取得するために必要 ・連絡先等情報: 賦課資料との関連付け、扶養の関係などの世帯情報、賦課期日時点の居住地、本人への通知先情報として必要 ・業務関連情報: ・国税関係情報: 対象者の所得税に係る情報により住民税の算出、賦課決定を行うために必要 ・地方税関係情報: 算出した税額に基づき税額通知するために必要 ・医療保険関係情報: 保険料の情報に基づき社会保険料控除を算出するために必要 ・障害者福祉関係情報: 障害者関連の給付情報により非課税者の抽出、減免額及び控除額の算出を行うために必要 ・生活保護・社会福祉関係情報: 生活保護関連の給付情報により非課税の判定を行うために必要 ・介護・高齢者福祉関係情報: 保険料の情報により社会保険料控除を算出するために必要 ・雇用・労働関係情報: 保険料の情報により社会保険料控除を算出するために必要 ・年金関係情報: 対象者の年金所得に係る情報により住民税の賦課、年金特徴税額の算出をおこなうために必要
	全ての記録項目	別添1を参照。

⑤保有開始日		平成28年1月	
⑥事務担当部署		財政部市民税課	
3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (市民課、保険年金課、高齢介護支援課、障がい療育支援課、福祉総合相談課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、年金保険者) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (市区町村) ☐ 民間事業者 (給与支払報告者) ☐ その他 ()	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (住民基本台帳システム、統合端末)	
③使用目的 ※		地方税法の課税徴収対象者の把握	
④使用の主体	使用部署	財政部市民税課	
	使用者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑤使用方法		【課税資料受付事務】 ①確定申告書、個人住民税の申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書に記載された個人番号を取得し、内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 ②他市町村への資料回送 他市町村への回送資料に個人番号を出力する。 【当初賦課決定事務】 ①住登外課税対象者に対して個人住民税の課税を行う場合に、住所地市町村に送付する地方税法第294条第3項通知(住登外課税通知)に個人番号を出力する。 【賦課更正事務】 ①納税通知書に個人番号を出力する。 【調査事務】 ①扶養照会文書に個人番号を出力する。 ②税務署連絡せんに個人番号を出力する。 ③納税義務者の居住する市町村以外に居住する控除対象配偶者、扶養親族に係る者について控除の要件を満たしているか否かの問い合わせに情報提供ネットワークシステムを利用する。 ④生活保護受給情報、障害者手帳等、所得情報、扶養関係情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、非課税判定等を行う。 ⑤情報提供ネットワークシステムを通じた扶養関係情報、所得情報の提供に対応できるよう、副本を中間サーバーに記録する。 【照会事務】 ①納税者からの問い合わせや申請に対して、個人番号を用いて本人確認を行う。	
情報の突合		上記の事務において、内部識別番号の宛名コードと個人番号を紐付けて使用する。	
⑥使用開始日		平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない () 1) 件	

委託事項1		課税資料のデータパンチ	
①委託内容		給与支払報告書、年金支払報告書、市民税申告書などの紙媒体をもとに税務システムで利用できる電子データファイルを作成(データパンチ)する。	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		西日本電信電話(株)	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	受託者からの書面による許諾願	
	⑥再委託事項	給与支払報告書、年金支払報告書、市民税申告書などの紙媒体の電子データファイルを作成(データパンチ)する。	
委託事項2～5			
委託事項2		確定申告書入力業務	
①委託内容		申告会場でのe-TAXへの入力・送信	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社東海道シグマ沼津支店	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項3		個人住民税システムのシステム保守および運用	
①委託内容		システムの保守および運用管理を行う。	
②委託先における取扱者数		[100人以上500人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		西日本電信電話(株)	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先からの書面による許諾並びに、再委託先から個人情報保護に関する誓約書の提出。	
	⑥再委託事項	システムの保守および運用管理を行う。	
委託事項4		市民税システム改修業務	
①委託内容		税法改正等による市民税システムの改修	
②委託先における取扱者数		[100人以上500人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

③委託先名		西日本電信電話(株)	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	委託先からの書面による許諾並びに、再委託先から個人情報保護に関する誓約書の提出。	
	⑥再委託事項	市民税システムの改修	
委託事項5		納税通知書印刷・封入封緘業務	
①委託内容		帳票のイメージデータを提供し、印刷会社にて納税通知書を紙出力し、封入封緘まで行う。	
②委託先における取扱者数		[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		西日本電信電話(株)	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	委託先からの書面による許諾並びに、再委託先から個人情報保護に関する誓約書の提出。	
	⑥再委託事項	納税通知書の印刷・封入封緘	
委託事項6～10			
委託事項6		審査システム(審査サーバ、審査クライアント)及び国税連携システムの運用保守に必要な範囲で、特定個人情報の取扱いを委託。	
①委託内容		システム運用・保守業務	
②委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		株式会社 TKC	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項11～15			
委託事項16～20			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		[○] 提供を行っている (58) 件 [○] 移転を行っている (9) 件 [] 行っていない	
提供先1		第19条第8号 別表に定められている提供先(※) ※対象となる提供先(56件) 別添3のとおり	

①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 別表 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項
②提供先における用途	19条第8号 別表に定められている用途。
③提供する情報	宛名特定個人情報ファイルより取得した個人番号、4情報、および「2. ④記録される項目」の地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	富士宮市において、個人住民税の課税対象者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供予定
提供先2～5	
提供先2	国税庁
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第9号
②提供先における用途	所得税の賦課を実施するため。
③提供する情報	宛名特定個人情報ファイルより取得した個人番号、4情報、および「2. ④記録される項目」の地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	富士宮市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供予定
提供先3	個人住民税の特別徴収義務者(給与・年金支払者)
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第1号
②提供先における用途	地方税の特別徴収にて使用するため。

③提供する情報	宛名特定個人情報ファイルより取得した個人番号、4情報、および「2. ④記録される項目」の地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	富士宮市の個人住民税の納税義務者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	毎年5月上旬、6月中旬の当初通知時と、月1回の変更通知時に提供する。
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	別添4のとおり
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第2項 富士宮市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	別添4の各業務に係る事務にて利用
③移転する情報	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、国税関係情報、地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	宛名システムに登録されている住登者、住登外者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先2	別添5のとおり
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第2項 富士宮市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	別添5の各業務に係る事務にて利用
③移転する情報	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、国税関係情報、地方税関係情報

[illegible]

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 宛名特定個人情報ファイル

1. 個人番号、2. 個人番号異動事由、3. 個人番号異動日、4. 宛名コード、5. 宛名区分、6. 個法区分、7. 宛名税目コード、8. 通称名使用区分、9. 宛名異動事由、10. 宛名基本異動日、11. 宛名基本届出日、12. 基本氏名カナ情報、13. 基本氏名検索カナ情報、14. 基本氏名漢字情報、15. 基本名カナ情報、16. 基本名検索カナ情報、17. 基本名漢字情報、18. 生年月日、19. 性別、20. 行政区、21. 小学校区、22. 中学校区、23. 選挙区、24. 郵便親番、25. 郵便子番、26. 住所区分、27. 住所コード、28. 番地コード、29. 枝番コード、30. 小枝番コード、31. 小枝番コード3、32. 住所漢字、33. 方書漢字、34. 国籍コード、35. 在留資格、36. 在留期間開始日、37. 在留期間終了日、38. 住記住民日、39. 住記住定日、40. 住記消除日、41. 住記消除事由、42. 住記住民区分、43. 転入前市町村コード、44. 転入前郵便番号、45. 転入前住所、46. 転入前方書、47. 転出前市町村コード、48. 転出前郵便番号、49. 転出前住所、50. 転出前方書、51. 外国人登録番号、52. 社会保障番号、53. DVフラグ、54. ネグレクトフラグ、55. 送付先設定事由、56. 送付先設定日、57. 送付先廃止事由、58. 送付先廃止日、59. 送付先氏名カナ情報、60. 送付先氏名検索カナ情報、61. 送付先氏名漢字情報、62. 送付先名カナ情報、63. 送付先名検索カナ情報、64. 送付先名漢字情報、65. 送付先郵便親番、66. 送付先郵便子番、67. 送付先住所区分、68. 送付先住所コード、69. 送付先番地コード、70. 送付先枝番コード、71. 送付先小枝番コード、72. 送付先小枝番コード3、73. 送付先住所漢字、74. 送付先方書漢字、75. 特定宛先人区分、76. 特定宛先人コード、77. 特定宛先人設定日、78. 特定宛先人廃止日、79. 世帯コード、80. 続柄、81. 世帯増事由、82. 世帯増異動日、83. 世帯減事由、84. 世帯減異動日、85. 口座申込年月日、86. 口座開始年月日、87. 口座解約異動事由、88. 口座解約年月日、89. 金融機関コード、90. 口座種別、91. 口座番号、92. 口座名義人カナ、93. 口座電話番号、94. 納付種別、95. 口座振済通知出力区分、96. 還付申込年月日、97. 還付開始年月日、98. 還付解約異動事由、99. 還付解約年月日、100. 還付金融機関コード、101. 還付用口座種別、102. 還付用口座番号、103. 還付口座名義人カナ、104. 還付口座名義人漢字、105. 還付口座電話番号、106. 組合コード、107. 組合加入日、108. 組合脱退日、109. 市町村コード、110. 関連前宛名コード、111. 関連宛名開始事由、112. 関連宛名開始異動日、113. 関連宛名終了事由、114. 関連宛名終了異動日、115. 連絡先種別、116. 電話番号等、117. 経理担当者等、118. 連絡先設定日、119. 異動担当者、120. 更新業務コード

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(2) 個人住民税特定個人情報ファイル

1. 個人番号、2. 年度、3. 宛名コード、4. 宛名区分、5. 賦課期日区分、6. 性別、7. 生年月日、8. 世帯コード、9. 続柄コード、10. 生活保護該当区分、11. 本人専従区分、12. 事業所家屋敷区分、13. 被扶養区分、14. 障害者区分、15. 寡婦区分、16. 寡夫区分、17. 個人コメント1、18. 個人コメント2、19. 個人コメント3、20. 個人コメント4、21. 賦課氏名カナ、22. 賦課氏名漢字、23. 賦課住所区分、24. 賦課住所コード、25. 賦課住所番地、26. 賦課住所枝番、27. 賦課住所小枝番、28. 賦課住所、290. 賦課住所方書、30. 新規フラグ、31. 配偶者宛名コード、32. 徴収希望、33. 納通発送区分、34. 納通発送日、35. 市申送区分、36. 未申告区分、37. 294条通知日、38. 通報年月日、39. 扶養照会区分、40. 扶養照会年月日、41. 申告書発送済区分、42. 国保加入区分、43. 世帯外被扶養区分、44. 主宛名コード、45. 主世帯コード、46. 被扶養専従者区分、47. 被扶養区分、48. 消除区分、49. 被扶養専従異動事由、50. 異動年月日、51. 更新年月日、52. 更新時分、53. 更新職員番号、54. 特別徴収義務者コード、55. 年金保険者用整理番号1、56. 年金保険者用整理番号2、57. 特徴税額通知一作成日、58. 特徴税額通知一対象者情報、59. 年金特徴予定額10月、60. 年金特徴予定額12月、61. 年金特徴予定額2月、62. 年金特徴予定額4月、63. 年金特徴予定額6月、64. 年金特徴予定額8月、65. 税額通知結果一受領日、66. 税額通知結果一処理結果、67. 徴収結果一10月受領日、68. 徴収結果一10月各種区分、69. 徴収結果一12月受領日、70. 徴収結果一12月各種区分、71. 徴収結果一2月受領日、72. 徴収結果一2月各種区分、73. 徴収結果一4月受領日、74. 徴収結果一4月各種区分、75. 徴収結果一6月受領日、76. 徴収結果一6月各種区分、77. 徴収結果一8月受領日、78. 徴収結果一8月各種区分、79. 停止通知一作成日、80. 停止通知一各種区分、81. 停止結果一受領日、82. 停止結果一処理結果、83. 特定誤りフラグ、84. 賦課連番、85. 徴収区分、86. 賦課レコード状態、87. 処理コード、88. 更正事由、89. 異動年月日、90. 済期、91. 開始期、92. 済月、93. 開始月、94. 優先資料区分、95. 優先資料番号、96. 給与合算区分、97. 受給者番号、98. 非課税区分、99. 控対配、100. 配特区分、101. 扶養同老人数、102. 扶養老人数、103. 扶養他人数、104. 扶養特定人数、105. 障害同特人数、106. 障害特人数、107. 障害他人数、108. 扶障配合区分、109. 本人特障、110. 本人他障、111. 夫あり、112. 未成年、113. 老年者、114. 寡婦一般、115. 寡婦特別、116. 寡夫、117. 勤労学生、118. 本人専従、119. 事業所家屋敷、120. 均等割区分、121. 本人希望徴収区分、122. 青色申告区分、123. 専従配偶者、124. 専従他人数、125. 生活保護取扱区分、126. 次年度市申送、127. 特徴給報資料番号、128. 減免率1期、129. 減免率2期、130. 減免率3期、131. 減免率4期、132. 減免率随1、133. 減免率随2、134. 減免開始日、135. 変更納期限1期、136. 変更納期限2期、137. 変更納期限3期、138. 変更納期限4期、139. 変更納期限随1、140. 変更納期限随2、141. 確定延滞金計算区分、142. 決定日、143. オンライン決定フラグ、144. 通知書番号、145. 所得控除件数(賦課)、146. 所得控除区分(賦課)、147. 所得控除額(賦課)、148. 月割額、149. 月別特徴指定番号、150. 月別特徴個人番号、151. 期割額、152. 警告コード(賦課)、153. エラーコード(賦課)、154. 還付加算金起算日設定、155. 住宅特定取得以外、156. 居住年月日、157. 計算値老年者区分、158. 変更納期限随3、159. 変更納期限随4、160. 減免割合、161. 減免理由、162. 税移減税区分、163. 年金特徴計算、164. 年金特徴停止月、165. 本徴収停止依頼日、166. 扶養年少人数、167. 扶養成年人数、168. 資料区分、169. 資料番号、170. 乙欄区分、171. 中途就退区分、172. 中途就退年月日、173. 課税対象外区分、174. 電話番号、175. 所得控除件数(資料)、176. 所得控除区分(資料)、177. 所得控除額(資料)、178. 専従者生年月日、179. 専従者給与額、180. 専従者宛名コード、181. 専従者個人番号、182. 配偶者生年月日、183. 配偶者宛名コード、184. 配偶者個人番号、185. 扶養者生年月日、186. 扶養者宛名コード、187. 扶養者個人番号、188. 扶養者控除額、189. 警告コード(資料)、190. エラーコード(資料)、191. 摘要欄存在フラグ、192. 扶養年少人数、193. 年少扶養生年月日、194. 年少扶養宛名コード、195. 年少扶養個人番号、196. 扶養成年人数、197. 成年扶養生年月日、198. 成年扶養宛名コード、199. 給報摘要欄、200. 課税年度、201. 過年度連番、202. 過年度枝番、203. 調定年度、204. 過年度増分税額、205. 過年度納期限、206. 過年度通知日、207. 変更納期限、208. 賦課連番、209. メモ内容、210. 住登地住所コード、211. 住登地住所、212. メモ本年度のみ、213. 報告人数、214. 納入書発送区分、215. 納通等返送区分、216. 納通等返送日、217. 納特区分、218. 納特開始年月、219. 納特終了年月、220. 非課税人数、221. 普徴区分、222. 通知書出力区分、223. 個人番号配番区分、224. 官公庁区分、225. 総括表訂正有無、226. 給報受付日、227. 事業所異動事由、228. 特徴最終個人番号、229. 特徴月割額、230. 特徴月別人員、231. 月割充当額、232. 納税者ID、233. メモ内容、234. 従業員状態、235. 停止事由、236. 停止月、237. 仮徴収4月、238. 仮徴収6月、239. 仮徴収8月、240. 前年徴収10月、241. 前年徴収12月、242. 前年徴収2月、243. 依頼年月日、244. 当初確定フラグ、245. プリントフラグ

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
(1) 宛名特定個人情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜宛名システムのソフトウェアにおける措置＞ ・対象者以外の情報の入手を防止するための措置として、対象者が多数表示される一覧系の画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置として、職員単位に権限管理を行い、権限がない者は個人番号が参照できない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から宛名情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。 ・宛名情報の基本情報を保持する各マスタと、特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理しており、特定個人情報を含むデータベースへアクセスする際は専用のAPIを使用し、アクセスログを取得している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・宛名システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先の特定、また、個人番号の照会を可能とする対象者、不可とする対象者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ・ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。	
その他の措置の内容	なりすまし防止策への対応として、一定時間経過で自動ログアウトする仕組みを実装している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。 その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供の禁止 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・必要に応じて委託先の視察・監査を行う
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	同等の義務を再委託先に対して課す規定がある。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・情報保護管理体制の確認 委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、要領・手順書等に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。 また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。 閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク	

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転については、あらかじめ定められた手順に沿って行っている。	
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「宛名特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。	
リスクへの対策は十分な	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
【不適切な方法で提供・移転が行われるリスク】 ファイルへ出力する必要がある場合には、ファイル出力の記録が残される仕組みが構築されている。 【誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置】 正しい情報を提供・移転するため、システム内で論理チェック等を実施し、システム的に担保するとともに、適正に事務運用を行う。 移転については、移転先と連携基盤システムを介して連携定義に基づいて相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転はなされることがシステム上担保されている。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

☐ 接続しない(入手)

☐ 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

＜番号連携サーバのソフトウェアにおける措置＞

①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。

＜番号連携サーバの運用における措置＞

①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。

②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。

(※2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報情報をリスト化したもの。

(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。

＜中間サーバーの運用における措置＞

①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている 2) 十分である

3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

① 報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。

② 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報 が不正に提供されるリスクに対応している。

③ 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。

④ 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。

(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。

リスクへの対策は十分か

「 十分である 」

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている 2) 十分である

3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	・本業務で使用するサーバは、安全性・信頼性の高いデータセンターで運用している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
本業務で使用するサーバは、東日本大震災のような大規模自然災害や人為的災害、システム障害、セキュリティ脅威に対する防災対策や障害対策、人的・物的・技術的セキュリティ対策を講じたデータセンターで管理運用している。 (主な内容) ・データセンターは、原子力発電所より直線距離で約45km離れた場所で、海岸から4.5km離れ、海拔20mに立地している。 ・データセンターでは、建物からハウジングラックに至るまで、警戒区域に応じた段階的なセキュリティレベルにより管理され、24時間の対人受付、ICカード認証システム、生体認証システム、共連れ防止ゲート及び監視カメラ等、エリアに必要なセキュリティ対策を実施し、セキュリティリスクから情報資産を保護している。 ・バックアップデータは、毎日、定期的に取得している。 ・取得したバックアップデータは、二次バックアップとして外部記録メディアにコピーし、サーバ設置場所であるデータセンターにて厳重に保管している。さらに大規模自然災害及び人為的ミス等によるデータ消失への備えとして、データ安全保管サービスによるバックアップデータの遠隔地保管を実施している。 ・遠隔地保管におけるバックアップデータの配送は、毎月1回、セキュリティボックスを使用し移送を行っている。		

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・関係職員(任用された派遣要員、会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。
10. その他のリスク対策	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 個人住民税特定個人情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜個人住民税システムのソフトウェアにおける措置＞ ・対象者以外の情報の入手を防止するための措置として、対象者が多数表示される一覧系の画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置として、職員単位に権限管理を行い、権限がない者は個人番号が参照できない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。 ＜個人住民税システムの運用における措置＞ ・個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われている恐れがないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。 ・課税資料からの入手（紙、電子データ） 各税法に基づいて提出される課税資料は、納税者本人（本人の代理人としての税理士）が記載して提出するものであり、当該納税義務者の情報しか入手することができない。 ・対象者以外の情報を不用意に入手しないよう職員に対する教育（住基CSオンライン端末による住登外者調査など）を徹底する。 ＜eLTAX（審査システム・国税連携システム）からの入手分における措置＞ ・本人又は本人の代理人 ・給与支払者、公的年金支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く） 地方税ポータルセンタ（eTAX）では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けず、対象者以外の情報の入手ができないようシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続きの際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすましではないかの確認・検証ができる。また、利用届出や申告データ等に記載された提出先により、審査システム（eLTAX）が地方税ポータルサイト（eLTAX）から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 ・公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） 公的年金等支払者から提出された情報に記載された提出先により、審査システム（eLTAX）が地方税ポータルサイト（eLTAX）から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 ・国税庁 国税庁から所得税申告書等データを入力する際には、国税庁が富士宮市を送信先として設定した対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 ・市区町村 市区町村からふるさとワンストップ特例通知書データを入力する際には、市区町村が富士宮市を送信先として設定した対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・eLTAXからの入手分に係る必要な情報以外を入力することを防止するための措置の内容 審査システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX）では、上記「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」欄に記載のとおり、各入手元からの情報に設定された提出先により、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御するとともに、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入力できないようシステムで制御している。	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人住民税情報の基本情報を保持する各マスタと、特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理しており、特定個人情報を含むデータベースへの他業務からのアクセスは禁止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・個人住民税システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先の特定、また、個人番号の照会を可能とする対象者、不可とする対象者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ・ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。
その他の措置の内容	なりすまし防止策への対応として、一定時間経過で自動ログアウトする仕組みを実装している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。 その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供の禁止 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・必要に応じて委託先の視察・監査を行う

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		同等の義務を再委託先に対して課す規定がある。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・情報保護管理体制の確認 委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、要領・手順書等に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。 また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 <eLTAX(審査システム・国税連携システム)からの入手分における措置> 国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、一般社団法人地方税電子化協議会が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者へ委託している。 認定委託先事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得していると共に、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。また、毎年度、一般社団法人地方税電子化協議会が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査結果についての報告を受けている。 審査システム(eLTAX)の運営に関する業務についても、上記に準じた確認を行っている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。 閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。 <eLTAX(審査システム・国税連携システム)からの入手分における措置> 認定委託先事業者は、審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)にアクセスできる要員をシステムの運用担当者に制限するとともに、システムへのアクセスに生体認証装置を導入している。これにより特定個人情報ファイルにアクセスできる者も制限されている。 運用担当者はあらかじめ承認された手順に従ってのみ作業を行っており、ファイルの内容の閲覧・更新を行うような運用は行わない。 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 <eLTAX(審査システム・国税連携システム)からの入手分における措置> 認定委託先事業者では、審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)の操作履歴(業務イベントログ・操作ログ)の確認手順を定めている。 業務イベントログは、毎日の警告・エラー数を記録し、正常範囲を把握することで、異常値の検知に取り組んでいる。操作ログは、毎日のログイン失敗回数を記録し、正常範囲を把握することで、異常値の検知に取り組んでいる。		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
[] 提供・移転しない		
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール		<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転については、あらかじめ定められた手順に沿って行っている。

その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「宛名特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 【不適切な方法で提供・移転が行われるリスク】 ファイルへ出力する必要がある場合には、ファイル出力の記録が残される仕組みが構築されている。移転については、閉鎖されたネットワークシステム内で、システムの格納場所を制御している。 <eLTAX(審査システム・国税連携システム)で提供する分における措置> ・給与支払者 審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には閉域網であるLGWANを用いており、また、提供を受ける者が提供されたデータの確認等をする場合にはインターネット回線を用いているが、地方税ポータルセンタ(eTAX)に利用者IDとパスワードを用いてログインをし、確認している。これらのデータは暗号化をしているため情報漏洩や紛失のリスクが軽減されている。 ・公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) 審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には閉域網であるLGWANを用いており、データは暗号化をしているため情報漏洩や紛失のリスクが軽減されている。 ・国税局、市区町村 国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。 また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と市区町村間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化しているため情報漏洩や紛失のリスクが軽減されている。 国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。 【誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置】 正しい情報を提供・移転するため、システム内で論理チェック等を実施し、系統的に担保するとともに、適正に事務運用を行う。移転については、移転先と連携基盤システムを介して連携定義に基づいて相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保されている。 <eLTAX(審査システム・国税連携システム)で提供する分における措置> ・給与支払者 審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められており、決められた情報のみ提供する。また、提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。 ・公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) 審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。 ・国税庁、市区町村 国税連携システム(eLTAX)で、提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 富士宮市と国税庁及び市区町村との間の情報連携については、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。富士宮市から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するように系統的に担保されている。		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		

リスクに対する措置の内容	＜番号連携サーバのソフトウェアにおける措置＞ ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 ＜番号連携サーバの運用における措置＞ ①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。
リスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕 ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ① 報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ② 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③ 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④ 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕 ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜富士宮市における措置＞ 情報提供ネットワークシステムによる中間サーバとの連携は、番号連携サーバが行う構成となっており、中間サーバにおける符号と一意に個人を特定する番号(団体内統合宛名番号)をセキュアな環境で紐付け管理する。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバの職員認証・権限機能管理では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏洩等のリスクを極小化する。	
7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	・本業務で使用するサーバは、安全性・信頼性の高いデータセンターで運用している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

<富士宮市における措置>

本業務で使用するサーバは、東日本大震災のような大規模自然災害や人為的災害、システム障害、セキュリティ脅威に対する防災対策や障害対策、人的・物的・技術的セキュリティ対策を講じたデータセンターで管理運用している。

(主な内容)

- ・データセンターは、原子力発電所より直線距離で約45km離れた場所で、海岸から4.5km離れ、海拔20mに立地している。
- ・データセンターでは、建物からハウジングラックに至るまで、警戒区域に応じた段階的なセキュリティレベルにより管理され、24時間の対人受付、ICカード認証システム、生体認証システム、共連れ防止ゲート及び監視カメラ等、エリアに必要なセキュリティ対策を実施し、セキュリティリスクから情報資産を保護している。
- ・バックアップデータは、毎日、定期的に取得している。
- ・取得したバックアップデータは、二次バックアップとして外部記録メディアにコピーし、サーバ設置場所であるデータセンターにて厳重に保管している。さらに大規模自然災害及び人為的ミス等によるデータ消失への備えとして、データ安全保管サービスによるバックアップデータの遠隔地保管を実施している。
- ・遠隔地保管におけるバックアップデータの配送は、毎月1回、セキュリティボックスを使用し移送を行っている。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①物理的対策の具体的な内容

・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。

②技術的対策の具体的な内容

- ・中間サーバー・プラットフォームではファイアーウォールを導入し、アクセス制限、侵入防御及び侵入遮断を行うとともに、ログの解析を行う。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

<eLTAX(審査システム・国税連携システム)で提供する分における措置>

- 1) サーバ設置場所は、認定委託先事業者所有のデータセンター内
 - a. 24時間365日運用監視
 - b. 全館システムによる入退館管理およびビデオカメラによる監視
 - c. サーバ室への入室は、データセンター社員、システム運用担当社員、保守員のみに限定され、入口は生体認証
 - d. データセンター社員による巡回監視
 - e. 全機器ラックに搭載および常時施錠
- 2) データ保管場所は、上記データセンター内の金庫
 - a. データの持ち出し／受け入れは、認定委託先事業者変更の際のみに限定
 - b. 媒体運搬はeLTAX担当社員に限定
 - c. 半期に一度の金庫内媒体の現物確認
- 3) 開発環境と運用環境の完全分離
- 4) 業務端末と事務用端末の環境分離

8. 監査

実施の有無	[☒] 自己点検	[☐] 内部監査	[☐] 外部監査
-------	---	--------------------------------	--------------------------------

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[☐ 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	・関係職員(任用された派遣要員、会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。

10. その他のリスク対策

国税連携システム(eLTAX)における自己点検

国税連携システム(eLTAX)にあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。

・eLTAX(審査システム・国税連携システム)における監査

eLTAX(審査システム・国税連携システム)については、運営する認定委託先事業者が毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。

また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、運営する地方税共同機構が、毎年度情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。

・eLTAX(審査システム・国税連携システム)に係る教育・啓発

地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会の資料により、担当者に研修を行う。

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	財政部市民税課 〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地 電話:0544-22-1126(直通)
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	財政部市民税課 〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地 電話:0544-22-1126(直通)
②対応方法	対応の日時、内容の記録を残す。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年3月3日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月12日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 鈴木 敏治	市民税課長 長田 宜昌	事後	
平成28年9月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名	宛名特定個人情報ファイル	(1)宛名特定個人情報ファイル	事後	
平成28年9月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 宛名特定個人情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	評価実施機関の他部署（市民課、保険年金課、介護障害支援課）	評価実施機関の他部署（市民課、保険年金課、介護障害支援課、福祉総合相談課）	事後	
平成28年9月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 宛名特定個人情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	右記を追加	⑦番号法第19条 別表第二の27の項第二欄に掲げる事務として、富士宮市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則第4条第7号で定められた外国人生活保護関係情報又は介護保険給付等関係情報の記録	事後	
平成28年9月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (2)宛名特定個人情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用	評価実施機関の他部署（市民課、介護保険課）	評価実施機関の他部署（市民課、保険年金課、介護障害支援課、福祉総合相談課）	事後	
平成28年9月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (2)宛名特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先1	右記を追加	No.21 56項 移転先 人事課 事務 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	

平成28年9月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (2)宛名特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第2項 番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(案)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第2項 富士宮市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	事後	
平成28年9月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (2)宛名特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) ②移転先における用途 別添4のNo.4の4の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 富士宮市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条別表の1の項に規定する、生活に困窮する外国人の保護に関する事務	事後	
平成28年9月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (2)宛名特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転	無	全項目追加	事後	
平成30年8月24日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民税課長 長田 宜昌	市民税課長	事後	
平成30年8月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	介護障害支援課	高齢介護支援課、障がい療育支援課	事後	
令和1年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (2)個人住民税特定個人情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去	地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	
令和1年6月30日	Ⅲリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 (2)個人住民税特定個人情報ファイル 10. その他のリスク対策	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	

令和3年3月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム(システム2) ②システムの機能	・国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 ・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが地方税ポータルセンタ(eLTAX)に受付され、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、国税連携システム(eLTAX)に送付される。 ・国税連携システム(eLTAX)には、国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。 また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養是正情報等データを国税庁に送付する。 等の機能がある。	・国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 ・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが地方税ポータルセンタ(eLTAX)に受付され、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、国税連携システム(eLTAX)に送付される。 ・国税連携システム(eLTAX)には、国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。 また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養是正情報等データを国税庁に送付する。 ・令和元年9月からは、ふるさと納税ワストップ特例通知書の電子化にも対応。 等の機能がある。	事後	
令和3年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (2) 個人住民税特定個人情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取	(株)エキスパートしずおか	株式会社東海道シグマ沼津支店	事後	
令和3年3月1日	III リスク対策 (1) 宛名特定個人情報ファイル (2) 個人住民税特定個人情報ファイル 8. 監査	○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	

令和3年3月1日	Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	・関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。	・関係職員(任用された派遣要員、会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。	事後	
令和3年11月15日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	Ⅱ. 個人番号の利用 ①本人確認(真正性確認) 対面方式で受理する申告書にあつては、番号カード、若しくは、通知カードと運転免許証、など確認書類等の提示による本人確認のほか、事業所等から提出の給与支払報告書や年金支払報告書、国税庁から送信される確定申告書データ等にあつては、本人確認(内容確認など)の際、システムに登録されている個人番号から本人を特定する手段として個人番号を利用する。 ②個人番号による個人の特定(個人番号による宛名付設) 【課税資料受付事務】において、課税資料(給与支払報告書など)に記載された個人番号を個人特定の条件として利用する。 ③帳票への印字 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の規定される情報提供事務にて使用する各種帳票(回答書など)に個人番号を出力する。	Ⅱ. 個人番号の利用 ①本人確認(真正性確認) 対面方式で受理する申告書にあつては、番号カード、若しくは、通知カードと運転免許証、など確認書類等の提示による本人確認のほか、事業所等から提出の給与支払報告書や年金支払報告書、国税庁から送信される確定申告書データ等にあつては、本人確認(内容確認など)の際、システムに登録されている個人番号から本人を特定する手段として個人番号を利用する。 ②個人番号による個人の特定(個人番号による宛名付設) 【課税資料受付事務】において、課税資料(給与支払報告書など)に記載された個人番号を個人特定の条件として利用する。 ③帳票への印字 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の規定される情報提供事務にて使用する各種帳票(回答書など)に個人番号を出力する。		
令和3年11月15日	Ⅰ 基本情報 5. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二		

令和3年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 個人住民税特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	第19条第7号 別表第2に定められている提供先(※) ※対象となる提供先(56件) 別添3のとおり別表第2の項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120	第19条第8号 別表第2に定められている提供先(※) ※対象となる提供先(56件) 別添3のとおり別表第2の項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120		
令和3年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 個人住民税特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 別表第2第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 別表第2第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項		
令和3年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 個人住民税特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	19条第7号 別表第2に定められている用途。	19条第8号 別表第2に定められている用途。		
令和3年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 個人住民税特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第9号		

令和3年11月15日	Ⅲリスク対策 (1)宛名特定個人情報ファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク1 リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。		
-------------------	--	--	--	--	--

令和3年11月15日	Ⅲリスク対策 (2)個人住民税特定個人情報 ファイル 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク1 リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネット ワークシステムに情報照会を行う際には、情報 提供許可証の発行と照会内容の照会許可照 合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワ ークシステムに求め、情報提供ネットワーク システムから情報提供許可証を受領してから情報照会を 実施することになる。つまり、番号法上認められ た情報連携以外の照会を拒否する機能を備え ており、目的外提供やセキュリティリスクに対応 している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※ 3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイ ン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容 の記録が実施されるため、不適切な接続端末の 操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕 組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した 特定個人情報の照会及び照会した情報の受領 を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基 づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供 者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化し たもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職 員に付与された権限に基づいた各種機能や特 定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理におい て、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人 事情報を適宜反映することで、その正確性を担 保している。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネット ワークシステムに情報照会を行う際には、情報 提供許可証の発行と照会内容の照会許可照 合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワ ークシステムに求め、情報提供ネットワーク システムから情報提供許可証を受領してから情報照会を 実施することになる。つまり、番号法上認められ た情報連携以外の照会を拒否する機能を備え ており、目的外提供やセキュリティリスクに対応 している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※ 3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイ ン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容 の記録が実施されるため、不適切な接続端末の 操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕 組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した 特定個人情報の照会及び照会した情報の受領 を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基 づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供 者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化し たもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職 員に付与された権限に基づいた各種機能や特 定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理におい て、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人 事情報を適宜反映することで、その正確性を担 保している。	
-------------------	--	--	--	--

令和7年3月3日	I 4 法令上の根拠	法改正による変更	・第9条(利用範囲) 第1項: 番号法別表第1に規定された事務 <番号法別表> 24の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの ※番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条		
令和7年3月3日	I 5②法令上の根拠	法改正による変更	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第3欄に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄に「地方税関係情報」が含まれる以下の項 1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項		
令和7年3月3日	II 5. 特定個人情報の提供・移転	番号法第19条第8号 別表第二	第19条第8号 別表		
令和7年3月3日	V 1. ①実施日	2020/3/2	2025/3/3		

(別添3)情報照会者一覧

No.	項	情報照会者	事務	特定個人情報
1	1	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、であって主務省令で定めるもの
2	2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
3	3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
4	4	厚生労働大臣	船員保健法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
5	6	全国健康保険協会	船員保健法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保健法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
6	8	都道府県知事	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
7	9	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
8	11	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの手提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
9	16	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
10	18	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
11	23	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
12	26	都道府県知事	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの

(別添3)情報照会者一覧

No.	項	情報照会者	事務	特定個人情報
13	27	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
14	28	都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
15	29	厚生労働大臣又は 共済組合等	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
16	31	公営住宅法第二条 第十六号に規定する 事業主体である 都道府県知事又は 市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
17	34	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
18	35	厚生労働大臣又は 共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
19	37	文部科学大臣又は 都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
20	39	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
21	40	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
22	42	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
23	48	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
24	54	住宅地区改良法第二条第二項に規定する 施行者である 都道府県知事又は 市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
25	57	都道府県知事	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの

(別添3)情報照会者一覧

No.	項	情報照会者	事務	特定個人情報
26	58	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
27	59	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
28	61	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
29	62	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
30	63	都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
31	64	都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
32	65	都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
33	66	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
34	67	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
35	70	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
36	71	厚生労働大臣又は都道府県知	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
37	74	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
38	80	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの

(別添3)情報照会者一覧

No.	項	情報照会者	事務	特定個人情報
39	84	厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
40	87	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
41	91	厚生労働大臣	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
42	92	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
43	94	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
44	97	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
45	101	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
46	102	農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの

(別添3)情報照会者一覧

No.	項	情報照会者	事務	特定個人情報
47	103	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
48	106	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
49	107	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
50	108	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
51	113	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
52	114	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
53	115	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
54	116	市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
55	117	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
56	120	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの

(別添4)移転先一覧と用途

No.	項	移転先	事務
1	9	障がい療育支援課	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	14	健康増進課	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	23	福祉総合相談課	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 富士宮市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条別表の1の項に規定する、生活に困窮する外国人の保護に関する事務
5	24	収納課	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	27	建築住宅課	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	44	保険年金課	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	52	建築住宅課	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	56	こども未来課	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	61	障がい療育支援課 福祉総合相談課	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	64	こども未来課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	65	こども未来課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別添4)移転先一覧と用途

No.	項	移転先	事務
13	67	こども未来課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	70	健康増進課	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	81	こども未来課	児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	85	保険年金課	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第二百五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	95	福祉企画課	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	100	障がい療育支援課	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	117	障がい療育支援課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	127	こども未来課	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	81	人事課	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別添5)移転先一覧と用途

富士宮市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則第3条及び第4条によるもの

No.	条	項	号	移転先	事務
1	3	1	1	障がい療育援課	障害者総合支援法第77条第1項第6号の規定により実施する障害者等の日常生活用具の給付事業に関する事務
2	3	1	2	障がい療育援課	障害者総合支援法第77条第1項第8号の規定により実施する障害者等の移動支援事業に関する事務
3	3	1	3	障がい療育援課	障害者総合支援法第77条第1項第9号の規定により実施する障害者等の地域活動支援センター事業に関する事務
4	3	1	4	障がい療育援課	障害者総合支援法第77条第3項の規定により実施する障害者等の日中一時支援事業に関する事務
5	3	2		障がい療育援課	富士宮市重度障害者医療費助成金支給条例により実施する重度障害者の医療費の助成に関する事務
6	3	3		こども未来課	富士宮市子ども医療費助成条例により実施する子どもの医療費の助成に関する事務
7	3	4		こども未来課	母子及び父子並びに寡婦福祉法第3条の規定により実施する母子家庭等の医療費の助成に関する事務
8	4		1	障がい療育援課	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第14の項第2欄に掲げる事務 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十六条で定めるもの
9	4		3	保育支援課	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第17の項第2欄に掲げる事務 児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって第十九条で定めるもの
10	4		5	障がい療育援課	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第37の項第2欄に掲げる事務 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの
11	4		9	保険年金課	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第71の項第2欄に掲げる事務 国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって第七十三条で定めるもの
13	4		11	障がい療育援課	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第75の項第2欄に掲げる事務 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの
14	4		23	障がい療育援課	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第146の項第2欄に掲げる事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であって第百四十八条で定めるもの